

東京都地域公益活動推進協議会

TOKYO

NEWS No.11

令和3年6月23日発行
会員数 288 法人 1075 事業所

東京都地域公益活動推進協議会（以下「推進協」）は、平成30年度に「3か年ビジョン」を策定しました。「3か年ビジョン」では、推進協の会員を、現在の任意加入から、令和4年度より**“東社協に入会する全ての社会福祉法人を会員とする全加入組織”**とする方向性などを示しました。

令和3年5月に開催した推進協幹事会、6月に開催した運営委員会において、令和4年度以降の全加入組織に向けた考え方を説明し、了承されました。今後は、業種別部会の役員会等で説明し、各部会でのご意見等を踏まえて、10月以降に開催する幹事会および運営委員会で検討し、12月以降に再度各部会に説明します。令和4年2月に開催する社会福祉法人経営者協議会総会において、全加入組織にあたっての議決を行う予定です。

今号のニュースでは、令和4年度以降の全加入組織に向けた考え方をご説明いたします。

令和4年度以降の全加入組織に向けた考え方について

<推進協の3層の取組みと3か年ビジョン>

社会保障審議会や規制改革会議等において、社会福祉法人に対して、**内部留保金やイコールフットィング論等が取り沙汰され、課税に関する議論**がなされました。そして、平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、本来の役割を明確化するため、**「地域における公益的な取組みを実施する責務」**が規定されました。社会福祉法人は福祉サービスの主な担い手のみならず、地域の福祉ニーズや生活課題に対しても取り組んできましたが、それが充分には認知されていませんでした。

そのような中、推進協は、平成28年9月に設立され6年目を迎えました。その目的は、各法人の地域公益活動を「見える化」し、社会福祉法人の存在意義をアピールし、また、個々の取組みを区市町村域で連携することにより、活動をより推進するためです。推進協では、**3層（各社会福祉法人、区市町村域、東京都域）**の取組みを推進してきました。

平成30年度には、令和元年度からの**「3か年ビジョン」**を策定し、令和4年度からのすべての社会福祉法人による地域公益活動の推進を目指しています。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都地域公益活動推進協議会 3か年ビジョン

推進協が目指すビジョン

社会福祉法人がその使命と役割を發揮し、連携・協働して、地域の課題に対応することにより、**“地域で輝く社会福祉法人”**となることを目指します。

そして、有望な人材を惹きつけ、やりがいをもって育てることにより、将来にわたって、安定的に質の高い福祉サービスや事業を提供し続け、今以上に地域社会から必要とされ、共に生き、共に創る存在となるために、**“すべての社会福祉法人”**による地域公益活動を推進します

令和4年度に向けて

- ◆東社協会員 社会福祉法人・事業所 全加入の組織とする。
- ◆会費は、東社協会費に上乗せし、事業所単位とする。
- ◆区市町村ネットワークで取組む事業経費は各ネットワークで確保する。
- ◆区市町村ネットワークと推進協の連携を強化する。

4

<これまでの推進協の活動>

これまで推進協は、社会福祉法人、区市町村ネットワーク、広域の3層で取組みを推進してきました。その内容は、①広報・PR、②区市町村ネットワーク支援、③社会福祉法人・区市町村ネットワークで取組む事業の開発・提案の3つです。



2 推進協の活動成果と課題

推進協は、①3つの層の取組みの広報・PR、②区市町村ネットワークの支援、③社会福祉法人・区市町村ネットワークで取組む事業の開発・提案、を推進してきました。

役割1 広報・PR	役割2 区市町村NW支援	役割3 事業開発
<p>ホームページや実践発表会などを通じて、社会に情報発信して、社会福祉法人の取組をアピールします。</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページの更新・充実 ◆ 実践発表会・研修の実施 ◆ ブックレット等の作成 ◆ 福祉関係学校・マスコミ等への周知 ◆ 東京都福祉人材センターとの連携 	<p>区市町村ネットワークへの事務費・事業費の助成、事業開発したメニューの提示・支援等を通じて、ネットワークの組織化と事業実施を支援します。</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ネットワークへの助成 ◆ 関係者連絡会による情報共有 ◆ ネットワークで取組む事業メニューの開発提示による新たな事業のモデル実施支援 	<p>社会福祉法人や区市町村ネットワークで取組む事業メニューを開発し、提示します。また、そのための研修や情報共有の場づくりを行います。</p> <p>【事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ はたらくサポートとうきょうの実施 ◆ 研修の実施 ◆ 実践ノウハウの情報交換 ◆ 新たな事業メニューの検討と区市町村ネットワークと連携したモデル事業実施 <p style="text-align: right; font-size: x-small;">連携</p>

【役割① 広報・PR】

社会福祉法人の地域公益活動が見える化するため、推進協ホームページに247の活動事例を掲載、実践発表会で取組みを共有、事例集の作成等に取組んでいます。コロナ禍では、「地域公益活動状況把握調査」を2回実施し、その結果を踏まえた実践発表会を開催しました。また、発表会内容を編集し「ゆるやかに紡ぐ（コロナ禍編）」を発行しました。

役割1 社会福祉法人の地域公益活動の見える化

- ◆ 推進協ホームページに、247の地域公益活動事例を掲載しました（社会福祉法人の取組み：92事例、区市町村ネットワークの取組み：155事例）。
- ◆ 「地域のニーズにこたえるⅠ・Ⅱ」を発行し、社会福祉法人の取組み、区市町村ネットワークの取組みを冊子化し、福祉系学校・マスコミ等に周知しました。
- ◆ 平成29年度より実践発表会を計7回開催し、61事例の取組みを発表・共有しました。
- ◆ 実践発表会の内容をまとめた事例集「ゆるやかに紡ぐ～社会福祉法人の地域における公益的な取組み～」を発行し、福祉系学校・マスコミ等に周知しました。
- ◆ 社会福祉法人の情報発信力を高めるため、広報・情報発信研修会を計3回開催しました。
- ◆ 広報紙「NEWS」、メールニュースを発行し、推進協事業を周知しています。

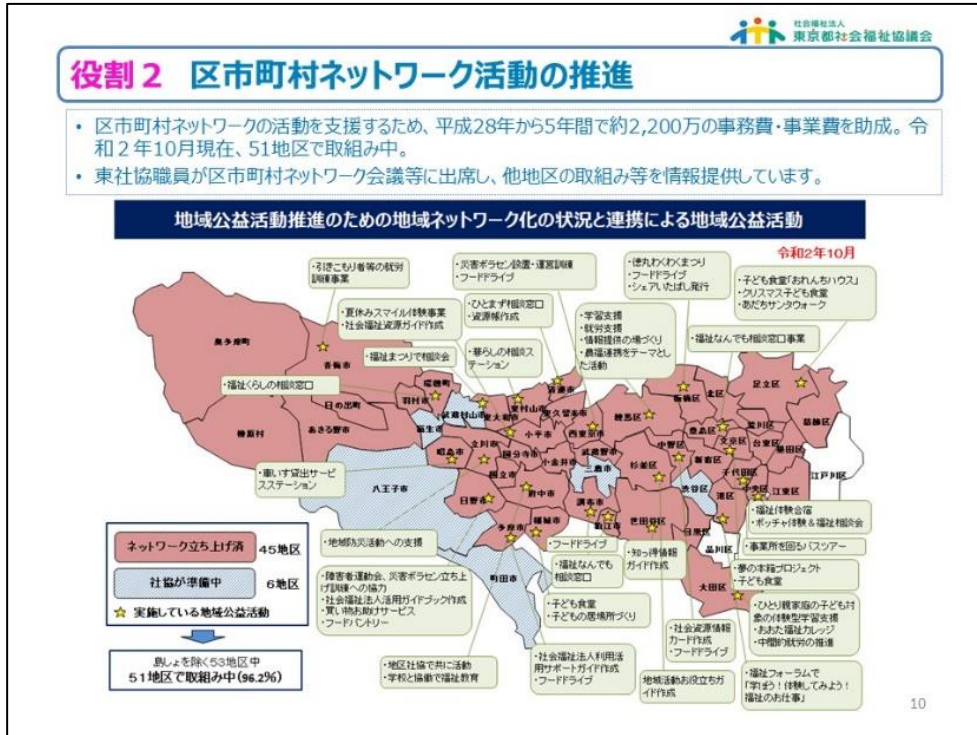
推進協ホームページに事例を集約

実践発表会の様子／表彰の様子

ゆるやかに紡ぐ・地域のニーズにこたえる2

【役割② 区市町村ネットワークへの支援】

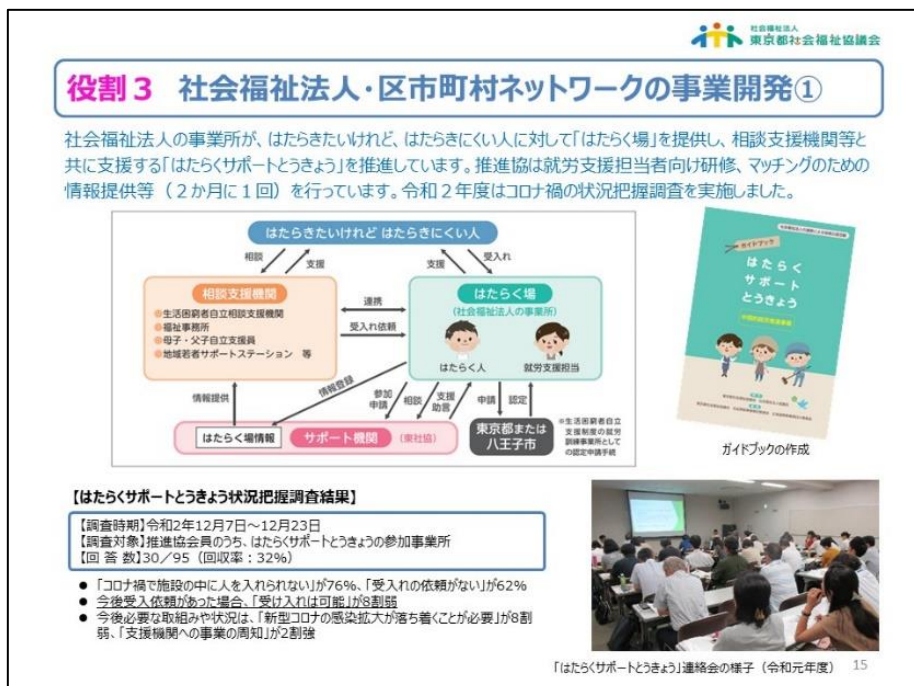
令和2年10月現在、区市町村ネットワークの活動は51地区に広がっています。ネットワークの活動を支援するため、5年間で約2,200万円の事務費・事業費を助成しています。ネットワークの活動内容・進め方・課題等を共有するため「区市町村ネットワーク代表者連絡会」を開催しています。令和2年度は、三者（社会福祉法人、民生・児童委員、社協）が核となるチーム方式の地域福祉推進体制の“東京モデル”の取組みの動画を作成しました



【役割③ 社会福祉法人・区市町村ネットワークの事業開発】

個々の社会福祉法人及び区市町村ネットワークで取組める事業を検討・開発し、提示しています。社会福祉法人の事業所が、はたらきたいけれど、はたらきにくい人に対して「はたらく場」を提供し、相談支援機関等と共に支援する「はたらくサポートとうきょう」を推進しています。

また、「住まい」「生きにくさを抱えた方への支援」「引きこもり」「災害支援」等のテーマについて、先駆的取組みを共有する情報交換会を開催しています。



<推進協活動の課題>

3か年ビジョンでは、会員数や区市町村ネットワーク設置数、事務費・事業費の助成数等の目標を掲げています。しかし、到達できていない目標があり、下記の課題があります。

【加入率は3割】

推進協の任意加入の仕組みでは、加入率は3割弱であり、オール東京の取組みには至っていません。

【区市町村ネットワークの状況】

区市町村ネットワークが「立ち上げ済」は45地区、「社協が準備中」が6地区と、島嶼を除く53地区中51地区（96%）で取組みが進んでいます。しかし、運営費として独自に会費を徴収している地区は少なく、すべての地区への事務費助成には至ってなく、事業の実施状況も様々です。

【コロナ禍の地域公益活動】

コロナ禍により、地域公益活動は大きな影響を受けています。新しい生活様式に合わせた活動の再開や食支援等の新たな活動も見られますが、住民が施設内で行う地域活動や、対面式の交流活動には制限があり、全面的な再開には至っていません。

推進協活動の課題

【加入率3割】 都内社会福祉法人による地域における公益的な取組みは98%が実施（現況報告書・令和2年4月時点）していますが、東京都地域公益活動推進協議会の任意加入の仕組み下における加入率は3割弱であり、オール東京の取組みにはなっていません。

【区市町村ネットワークの状況】 区市町村ネットワークの取組みは51地区に広がりつつありますが、運営費として独自に会費を徴収している地区は少ない現状にあります。すべての区市町村ネットワークに事務費助成はしてなく、事業の実施状況も様々です。

【地域公益活動の現状】 コロナ禍により、社会福祉法人による地域公益活動は、新しい生活様式に沿って再開したり、食支援等の新たな活動も見られますが、住民が施設内で行う地域活動や、対面式の交流活動等は制限があり、全面的な再開には至っていません。

【連携の意義】 コロナ禍で孤立や貧困など、都民の福祉ニーズが深刻化する中、社会福祉法人が各々の強みを生かし、地域公益活動に取り組むうえで、広域及び区市町村域の連携は不可欠です。

<推進協の加入割合>

	法人単位	事業所単位
東社協会員数	1,075	3,145
推進協加入数	288	1,032
加入割合	27%	33%

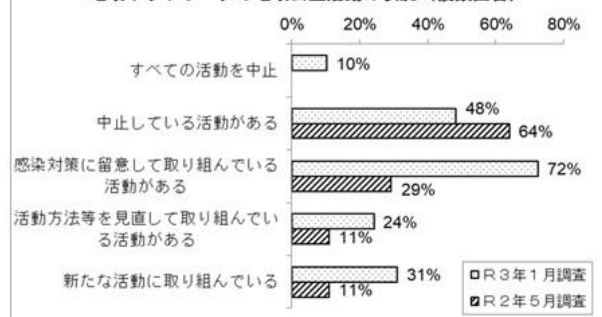
令和3年4月

<各区市町村ネットワークにおける会費徴収の有無>

No		回答数	%
1	会費徴収している	5	12%
2	会費徴収していない	35	83%
3	会費徴収を検討している	2	5%
		42	100%

令和3年2月

地域ネットワークの地域公益活動の状況（複数回答）



18

<令和4年度以降の推進協の会員の範囲、会費等について(案)>

コロナ禍を踏まえ、令和4年度以降の推進協の会員の範囲や会費等について、3か年ビジョンを一部見直して提案します。会員の範囲や会費額、組織体制については、予定どおり令和4年度より見直すこととし、区市町村ネットワークへの事業費助成は、令和6年度までは現状どおり助成することとします。

【① 会員の範囲】

現在の推進協の会員は任意加入ですが、令和4年度以降は、東社協施設部会会員の施設・事業所、社協、助成団体を運営する**すべての社会福祉法人**とします。

【② 会費の単位・金額】

会費は施設・事業所単位とし、東社協会費とあわせてご負担いただきます。会費額は、現在の推進協事業を維持するため、**1施設・事業所あたり6,000円**とします。

【③ 組織体制】

推進協と区市町村ネットワークとの連携を強化するため、令和4年度から**区市町村ネットワークの代表者等から（運営委員または幹事）役員を選出**します。

3 3か年ビジョンの実現に向けて（案）①

令和4年度の達成を掲げてきた3か年ビジョンについて、新型コロナウイルス流行の影響による現状を踏まえて一部見直しをした上での提案をします。

- ・ 会員の範囲や会費の単位と額、組織体制については、予定どおり令和4年度より見直しを実施
- ・ 区市町村ネットワークへの事業費助成の見直しについては、令和7年度の達成を目指し、移行に向けた方策を検討する。

【①会員の範囲】

◆東社協会員 社会福祉法人・事業所 全加入の組織とする。

⇒ 推進協の会員は、東社協施設部会会員の施設・事業所、社協、助成団体を運営する社会福祉法人とします。

【②会費の単位・金額】

◆会費は、東社協会費に上乗せし、事業所単位とする。

⇒ 会費は施設・事業所単位とし、東社協会費とあわせて負担いただきます。会費額は、現在の推進協事業を継続するため、1施設・事業所あたり6,000円とします。


【③組織体制】

◆区市町村ネットワークと推進協の連携を強化する。

⇒ 推進協と区市町村ネットワークとの連携を強化するため、令和4年度から区市町村ネットワークの代表者等から（運営委員または幹事）を選出します。

【④ 区市町村ネットワークの助成金の配分】

令和4年度以降は、**事務費助成は継続**し（上限5万円）、コロナ禍を踏まえ、**事業費助成は、令和6年度までは現状どおり継続**します（上限30万円）。今後、事業経費の地域における確保方策の検討や新たな助成事業等の具体的な提示を行います。



3 3か年ビジョンの実現に向けて（案）②

【④区市町村ネットワークの助成金の配分】

◆ 令和4年度以降は、区市町村ネットワークで取組む事業経費は各ネットワークで確保を目指し、区市町村ネットワークへの事業費助成については、新規事業や先駆的開拓事業を中心に絞り込み助成する方向とする。

⇒ ・事務費助成は、今後も継続します。（上限5万円）

- ・**修正案** 事業費助成は、コロナ禍における現状を踏まえ、**令和6年度までは現状どおり助成**します（上限30万円）。併行して、事業経費の地域における確保方策の検討や新たな助成事業等の具体的な提示を行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3か年ビジョンのうち ①②③を実施			3か年ビジョンのうち ④を令和7年度に達成

■ 地域のニーズに応じた事業経費の
地域における確保方策の検討と移行

■ 新たな助成事業等の検討と提案

21



推進協の会費について（案）

令和4年度以降、推進協会費を負担いただく部会・連絡会（案）

	部会・連絡会名	東社協会員数 ※社福のみ	推進協会費
A	社会福祉協議会部会	62	○
	東京都高齢者福祉施設協議会	1,142	○
	医療部会	40	○
	更生福祉部会	33	○
	救護部会	10	○
	婦人保護部会	5	○
	身体障害福祉部会*	82	○
	保育部会	1,051	○
	児童部会*	68	○
	母子福祉部会	32	○
	乳児部会	10	○
	知的発達障害部会*	380	○
	障害児福祉部会	11	○
	B	介護保険居宅事業者連絡会	111
住民参加型たすけあい活動部会		31	○
民間助成団体部会		7	○
精神保健福祉連絡会		-	×
	情報連絡会員	-	×
		3,075	

※要調整

*都外施設除く

会員数 (R3.3現在) 22

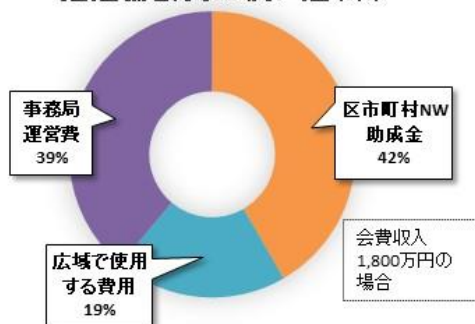
市町村社会福祉協議会は、推進協の活動において、区市町村ネットワークの推進、地域における社会福祉法人の連携による地域公益活動・事業の実施にあたり、特別な役割が期待されていることから、区市町村ネットワークの事務局を担う場合には、社協部会に所属する社会福祉協議会の会費を3,000円とします。

また、推進協は、東京都内での活動を推進するため、都外施設については、会員の対象外（非会員）とする方向で検討しています。情報提供は都外施設にも行う予定です。なお、精神保健福祉連絡会、情報連絡会員は、それぞれの会員の性格・形態を鑑み、会員の対象外（非会員）とします。

全加入組織となった場合の会員数は約3,000事業所を想定しています。現在の推進協事業を維持するためには、約1,800万円の会費収入が必要です。そのため、1施設・事業所あたり6,000円×3,000事業所で試算しています。会費の使い方については、「区市町村ネットワーク等への助成金」が42%（750万円）、「広域の事業で使用する費用」が19%（350万円）、事務局運営経費が39%（700万円）を見込んでいます。

推進協の会費について（案）

全加入時における
推進協会費の使い道(案)



- 現在の事業内容を継続するためには、会費収入が1,800万円程度必要。
- 1施設・事業所あたりの会費6,000円×3,000事業所で試算。
- 区市町村ネットワーク等への助成金が42%（750万円）、広域の事業で使用する費用が19%（350万円）、事務局運営費が39%（700万円）。

○区市町村ネットワーク（NW）助成金

- 助成金（事務費・事業費）により取組みの活性化をはかります。
- 取組み事例の紹介等により、各法人のネットワーク活動への参加を促進。
- ネットワーク関連の連絡会・会議の開催

○広域の事業で使用する費用

- 法人やネットワークの取組みを、ホームページFacebook、NEWS等で周知。
- 広報・情報発信に関する研修会や実践発表会等の開催、事例集の発行
- 調査の実施
- はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）の情報提供
- 広域の事業関連の連絡会、会議の開催

○事務局運営費

- 人件費、共通事務費等

<今後の進め方>

令和3年6月中旬以降に、業種別部会の役員会等において、「令和4年度以降の全加入組織の考え方」を説明します。各部会でのご意見等を踏まえ、10月以降に開催する幹事会および運営委員会で検討し、12月以降に再度各部会で説明します。そして、令和4年2月に開催する社会福祉法人経営者協議会総会において、全加入組織にあたっての議決を行う予定です。なお、令和4年度以降の推進協会費は、東社協の会費請求に上乘せし、令和4年8月以降に行う予定です。

全加入組織についてのご不明点、ご意見等がありましたら、下記までご連絡ください。

今後のスケジュール

委員会

- 5月 第1回幹事会：令和4年度以降の進め方の検討・決定
- 6月 第1回運営委員会：令和4年度以降の進め方の検討・決定

説明

- 6～9月 各部会等において説明

委員会

- 10月 第2回幹事会：各部会での意見等を踏まえて調整・検討
- 11月 第2回運営委員会：各部会での意見等を踏まえて調整・検討

説明

- 12～2月 各部会等において説明（総会・役員会）

委員会

- 2月 第3回幹事会：全加入の決定
- 2月 第3回運営委員会：全加入の決定
- 2月後半 経営協総会：全加入にあたっての議決
- 3月 東社協理事会：推進協規則の改正 →令和4年度より全加入による会費請求実施

26

【問合せ先】

東京都地域公益活動推進協議会 事務局
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当
TEL 03-3268-7192 FAX 03-3268-0635
E-mail tky-koueki@tcsw.tvac.or.jp
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/index.html>

